

安芸市木堀設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、安芸市木堀設置支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市長は、本市における木材利用を促進することにより、森林整備及び林業振興に資することを目的として、安芸市ブロック堀等対策補助金を受けてブロック堀の撤去を実施した後に木堀を設置するもの（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲で補助を行う。

(事業の内容等)

第3条 事業の内容、補助の条件、補助対象となる経費及び補助金額は別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 安芸市木堀設置支援事業計画書（別紙1）
- (2) 安芸市ブロック堀等対策補助金交付決定通知書の写し
- (3) 木堀設置に要する費用の見積書及び施工計画図（位置図、配置図、立面図、写真等）
- (4) 市税の納税証明書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適當であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもののが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の変更)

第6条 補助金交付決定を受けた補助事業者が、第5条に規定する申請の内容について変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）及び変更計画書（別紙1）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業費の30%以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告)

第7条 補助事業者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）及び次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 安芸市木堀設置支援事業実績書（別紙1）
- (2) 位置図、配置図、立面図等
- (3) 写真（事業の内容が確認できるもの）
- (4) 領収書の写し
- (5) 補助金交付請求書（様式第5号）
- (6) 高知県産材であることの証明（様式第6号）及び納品書の写し

(補助金の返還等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、もしくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部、もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。
- (4) 補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(維持管理及び処分)

第9条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けて効用が増加した財産を、常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 補助事業者は、当該構築物を補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報公開)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する非開示項目以外の項目は開示するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。